

全国健康保険協会業績評価検討会 説明資料

- I. 健康保険
- 1. 保険運営の企画

平成26年9月8日



全国健康保険協会
協会けんぽ

個別評価項目

1. 保険運営の企画

(1) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進

【評価の視点】

「保険者機能強化アクションプラン（第2期）」に基づき、各種取組みを総合的に推進し、同プランに記載した事項の具体化を図るとともに、パイロット事業等の成果を全国的に普及する取組みを行っているか。

協会の財政基盤強化のための意見発信に努めているか。

1) 事業報告（概要）

○アクションプランに係る取組みについて

24年7月に策定した保険者機能強化アクションプラン（第2期）において、協会設立から一つの節目となる業務・システムの刷新を実施する26年度に向けて、これまで以上に、地域の医療費・健診データの分析、加入者の疾病予防や健康増進、医療の質の確保、医療費適正化対策などの取組みを総合的に推進することとしています。

25年度においては、アクションプランを実効性ある形で具体化するために、医療情報の分析力や発信力の強化について積極的に取り組むとともに、効率的な保健事業を推進するために各支部と都道府県や市町村、地域の医師会等との間で包括的な連携協定や覚書の締結を数多く実現しました。この包括協定等を足掛かりに、関係自治体と協働したデータ分析や保健事業の共同実施、連携強化、返納金債権回収の保険者間調整などの事業展開に結びつけており、こうした取組みを通じて協会は地域医療政策において保険者としての存在を高めることに努めています。

＜地方自治体との包括的な連携協定等締結＞ ※各支部の一覧については参考資料 10、11ページ

	24年度	25年度
地方自治体との包括的な連携協定等締結	6支部	29支部

○パイロット事業について

協会としての先導的な取組みについては、まずは、課題の洗い出しや解決策などを含めて効率的な実施方法を検討し、全国的な展開のための基盤作りを行うため、特定の支部においてパイロット事業として実施しています。

25年度のパイロット事業に関しては、5支部（6事業）において、医療費適正化をはじめとした各分野について実施しました。これらの取組みについては、26年度中に効果検証を行い、優れた取組みについては全国展開していきます。

また、これまでのパイロット事業の中で次の業務については、25年度に全国展開または実施する支部を拡大しています。

【25年度に新たに全国展開した業務】 「未受診者に対する受診勧奨業務」（25年10月～）

【25年度に実施する支部を拡大した業務】

「ITを活用した加入者の健康づくり支援と効果的な保健指導」

24年度 23支部 → 25年度 29支部

<25年度に実施したパイロット事業>

区分	支部数	内 容
保健事業 関係	2支部 (3事業)	<p>○ <u>行政と連携した歯科検診推進事業</u>（広島支部） 県と歯科医師会が連携した歯科検診推進事業の実施にあわせて、協会も事業所向け歯科検診を実施し、歯周病の治療に結びつける取組み。</p> <p>○ <u>健康保険委員と連携した事業所まるごとの健康づくり事業（一社一健康宣言の展開）</u>（大分支部） 健康保険委員のいる事業所について「一社一健康宣言」をしてもらい、宣言事業所に対しては、健康リスクに即した行動を促す取組みを行う。</p> <p>○ <u>個別化された情報を活用した特定保健指導の促進事業</u>（大分支部） 保健指導初回面談未実施者を生活習慣病発症リスク8パターンに分類し、各パターンに応じた通知書を個別に送付。自身の健康リスク評価を認識してもらうとともに、保健指導等の取組みを実施。</p>
医療費 適正化 など	4支部 (3事業)	<p>○ <u>医療機関における資格確認</u>（広島・宮城支部） 医療機関等の窓口において被保険者資格の確認を行うことにより、資格喪失後受診の防止及び返納金債権発生抑制を行う。</p> <p>○ <u>返納金債権回収の効率化</u>（熊本支部） 資格喪失後受診による返納金債権の回収を保険者間の代理受領を通じて実施し、加入者サービスの向上及び債権回収に要する事務経費の節減を図る。</p> <p>○ <u>加入者と事業主の距離を縮める一体感の醸成（加入者サービスの充実）</u> （埼玉支部） 協会けんぽの加入者が協会と提携した業者から割引サービスを受けられる等のメリットの提供を通じて、協会けんぽに加入していることを実感してもらい、協会と加入者・事業主との距離を縮めるよう働きかける取組み。</p>

○財政基盤強化のための意見発信について

25年度は、24年度末までの3年間講じられていた協会けんぽに対する財政特例措置が2年間延長されたため、協会発足後はじめて、平均保険料率、都道府県単位保険料率ともに据え置くことができましたが、特例措置の延長は暫定的に採られた当面の措置に過ぎず、協会の赤字財政構造は何ら変わっていません。

そのため、協会の財政基盤強化のための恒久的な措置の実現に向けて、24年度に引き続き、政府や国会議員への要請活動を本部・支部をあげて実施しました。また、社会保障制度改革国民会議の委員への個別説明や同会議での説明、社会保障審議会医療保険部会での意見表明等、あらゆる機会を通じて、協会の財政基盤の強化の必要性、重要性について説明するとともに協会の主張を発信しました。

そのほか、高額療養費や産科医療補償制度の見直し、診療報酬改定など、協会の財政に影響を及ぼす事柄の議論に対しても、それぞれの議論の場において、加入者及び事業主の負担軽減の観点から発言を重ねました。

また、支部評議会評議員のブロック別意見交換会を先行的に中部ブロックで実施しました（H26.2.21）。本部と各支部評議員と意見交換を行い、発信力の強化と財政基盤強化として現場からの声を求めました。

＜25年度に協会が行った財政基盤強化に向けた主な取組み＞

（※具体的な内容については参考資料 19～28ページ）

- ・ 政府及び国会議員への要請活動の実施
- ・ 協会理事長による積極的な記者会見（H25.5.24）（H25.7.9）（H26.1.14）
- ・ 社会保障制度改革国民会議の委員への個別説明及び同会議での説明、パブリックコメントに対する意見の提出（H25.5.15）
- ・ 社会保障制度改革国民会議の議論に対する被用者保険関係団体との共同要請（H25.5.24）
- ・ 社会保障審議会医療保険部会における協会の立場の主張
- ・ 中央社会保険医療協議会等における意見表明
- ・ 26年度診療報酬改定に関する要請（関係団体との連名）（H25.11.15）

2) 自己評価・・・A

- アクションプランを実効性ある形で具体化するために、医療情報の分析力や発信力の強化について積極的に取り組むとともに、効率的な保健事業を推進するために各支部と都道府県や市町村、地域の医師会等との間で包括的な連携協定や覚書の締結を数多く実現しました。この包括協定等を足掛かりに、関係自治体と協働したデータ分析や保健事業の共同実施、連携強化、返納金債権回収の保険者間調整などの事業展開に結びついています。
- パイロット事業についても、新たに6事業に取り組むとともに、過去の成果を元に「未受診者に対する受診勧奨業務」について25年10月から全国展開し、「ITを活用した加入者の健康づくり支援と効果的な保健指導」については、実施する支部を拡大するなど、当該事業の成果を全国的に普及する取組みを着実に進めています。
- 協会の財政基盤強化のための意見発信についても、協会の財政基盤強化のための恒久的な措置の実現に向けた関係各方面への積極的な要請活動を行うとともに、様々な機会を通じて協会の意見を発信したほか、協会の財政に影響を及ぼす制度改革の議論に対しても、それぞれの議論の場において、加入者の負担軽減の観点から発言を重ねました。
- 支部評議会評議員のブロック別意見交換会を先行的に中部ブロックで実施し、発信力の強化と財政基盤強化として現場からの声を求めました。
- 以上の取組みは、保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進として、十分に評価される内容と考えます。

個別評価項目

1. 保険運営の企画

(2) 地域の実情に応じた医療費適正化の総合的対策

【評価の視点】

支部の実情に応じ、医療費適正化対策のための総合的な対策を都道府県や他の保険者と連携しつつ、立案・実施しているか。

【検証指標】

- ・ 都道府県医療費適正化計画に係る検討会への参加支部数
- ・ 都道府県ジェネリック使用促進協議会への参加支部数

1) 事業報告（概要）

- 協会の厳しい財政状況に鑑み、加入者及び事業主の保険料負担を少しでも軽減できるよう、保険者として当然に実施すべき取組みとして、レセプト点検、ジェネリック医薬品の使用促進、現金給付の審査強化等の医療費適正化対策を進めており、25年度も、支部ごとに医療費適正化の総合的な対策を事業計画に盛り込み、地域の実情に応じた事業をそれぞれ実施しました。具体的には、ジェネリック医薬品の使用促進を図る取組みや、健診結果に基づく加入者への受診勧奨を通じた疾病の重症化予防などの事業を多くの支部で実施しました。

- また、地域において効率的かつ効果的な医療提供体制を実現するという観点においては、地域の医療政策の企画・立案に対して、保険者が果たすべき期待が高まっています。協会もその期待に的確に応えていく必要があり、そのためには、地域医療行政を担う地方自治体との連携が必要不可欠です。都道府県等との連携・協働についても、地方公共団体などに対する政策提言の場や各種協議会への参加を通じて、保険者としての立場から医療政策の企画・立案に積極的に関わっており、効率的かつ効果的な医療提供体制の実現に向けて、医療費適正化などに関する意見を発信しています。

<都道府県との連携・協働の状況>

	24年度	25年度	設置 都道府県数
都道府県の医療計画策定の場への参画支部数	9支部	13支部	—
都道府県医療費適正化計画に係る検討会への参加支部数	27支部	30支部	(33)
都道府県ジェネリック使用促進協議会への参加支部数	25支部	30支部	(37)

- このほか、地方自治体の医療政策当局との関係づくりに向けて、医療計画の策定への参画だけでなく、例えば「健康づくり」をきっかけに、保健事業の共同実施や市町村国保とのレセプト共同分析など、幅広い部門での連携・協働を進めています。中でも地方自治体と個別に協定を締結、若しくは覚書を交わした支部は25年3月末で6支部であったものが26年3月末には29支部（約5倍増加）へと大幅に増加し、地方自治体と交わした包括的な協定を通じて保健事業等の連携・協働を推進しています。

<地方自治体との包括的な連携協定等締結> ※各支部の一覧については参考資料 10、11ページ

	24年度	25年度
地方自治体との包括的な連携協定等締結	6支部	29支部

<協定等締結後の取組事例>

実施支部	取組事例
東京支部	世田谷区民の健康状況等を把握するための特定健康結果等の情報の共有や分析
静岡支部	県内各医療保険者の協力により、健診データを静岡県に集約し「特定健診・特定保健指導に係る健診等データ報告書」を作成
広島支部	広島支部と呉市において同様の糖尿病重症化予防事業を実施し、協会けんぽと呉市をまたいで資格が継続した場合に引き継ぐ仕組みを構築
山形支部	山形県が実施している禁煙ステッカー事業について協力連携、健康経営セミナーの共同開催

2) 自己評価 S

- 平成25年度も、支部ごとに医療費適正化の総合的な対策を事業計画に盛り込み、ジェネリック医薬品の使用促進を図る取組みや、健診結果に基づく加入者への受診勧奨を通じた疾病の重症化予防などの地域の実情に応じた事業をそれぞれ実施しました。
- また、地域の医療政策の企画・立案に積極的に関与するため、地方公共団体などに対する政策提言の場や各種協議会への参加拡大を図り、都道府県の医療計画策定の場、都道府県医療費適正化計画に係る検討会、都道府県ジェネリック使用促進協議会への参加支部数はいずれも前年度に比べて増加しました。
- そのほか、地方自治体との協定等の締結についても積極的に取り組んだ結果、25年3月末で6支部であったものが26年3月末には29支部へと大幅に増加（約5倍増加）し、これを通じて幅広い部門での連携・協働を推進しました。
- これらの取組みは、評価の視点にある「支部の実情に応じ、医療費適正化対策のための総合的な対策を都道府県や他の保険者と連携しつつ、立案・実施している」ものとして、特に評価される内容と考えています。

1. 保険運営の企画

(3) ジェネリック医薬品の更なる使用促進

【評価の視点】

自己負担額軽減効果通知サービス等により使用促進効果を加入者に着実に情報提供するとともに、地域の実情に応じて、医療機関へ使用促進を働きかけるなど、きめ細やかな方策を推進しているか。

【目標指標】ジェネリック医薬品の使用割合（数量ベース）：24年度を上回る

1) 事業報告（概要）

- ジェネリック医薬品軽減額通知については、効果額のさらなる増加を図るため、24年度通知対象者を除外せず、通知対象者を約184万人（24年度対比約61万人の増）とし、また、24年度と同様に一度通知を送付した対象者のうち、ジェネリック医薬品へ切り替えていただけなかった対象者に対して、全支部で2回目の通知を送付した結果、ジェネリック医薬品への切替者数、効果額ともに24年度実績を大幅に上回りました。

	24年度	25年度
ジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）	29.0%	※ 31.3%
ジェネリック軽減額通知対象者数	124万人	184万人
ジェネリック軽減額通知切替者数	約31万人	約47万人
ジェネリック軽減額通知効果額（年間）	約48億円	約83.1億円

※26年3月末現在
33.5%

（ジェネリック軽減額通知の詳細については参考資料 16、17ページ）

- ジェネリック医薬品の「希望シール」を作成し、ジェネリック医薬品使用促進のご案内に同封する形で加入者の皆さま、事業所へ配布しました。

【25年度の作成枚数】

	作成枚数
希望シール（大）	318,000枚
希望シール（小）	5,816,000枚

- ジェネリック医薬品の使用促進のためには、加入者の理解だけでなく、医療機関や医師、薬剤師等の医療現場の理解が不可欠です。

そのため、「ジェネリック医薬品使用促進ポスター」を作成し、医療機関に配布しました。

【25年度の作成枚数】

	作成枚数
使用促進ポスター（A2判）	32,000枚
使用促進ポスター（A3判）	33,800枚

- 加えて、25年度においては、小冊子「ジェネリック医薬品Q & A」を新たに作成し、医療機関や調剤薬局、健康保険委員等を対象とした研修会、保健事業イベント時等のあらゆる機会を利用して積極的に配布しました。

【25年度の作成枚数】

	作成枚数
ジェネリック医薬品Q & A	292,500部

- さらに各支部においても、加入者の皆さまや医師、薬剤師等の医療関係者が一堂に会する対象としたジェネリック医薬品に関するセミナーの主催や、行政や薬剤師会など関係団体が開催するセミナーへの積極的に参加（後援参加など）しています。

<ジェネリック医薬品セミナー開催状況（25年度）>

京都支部:健康力アップセミナー

日 時:平成25年9月18日(水)14:00~16:00

参加人数:100名(健康保険委員)

主 催:協会けんぽ京都支部

講演内容:「正しい理解と選択!ジェネリック医薬品」京都府薬剤師会 常務理事 河上 英治 氏

福島支部:お薬に関する市民講座

日 時:平成25年11月16日(土) 13:30~15:30

参加人数:100名(一般市民)

主 催:協会けんぽ福島支部、伊達市国保年金課

協 催:伊達薬剤師会 後 援:福島県薬剤師会、福島県医師会(伊達医師会)、福島県歯科医師会

講演内容:「薬との上手なつきあい方(仮称)」福島県薬剤師会

大分支部:企業健康推進ステップアップセミナー

日 時:平成26年3月12日(水)、3月14日(金)、3月20日(木)、3月26日(水) (全4回)

参加人数:各回約100名(主に健康保険委員)

共 催:協会けんぽ大分支部、大分県社会保険委員会連合会、大分県社会保険協会、大分県薬剤師会)

講演内容:薬の適正な服用方法(仮)

(大分県薬剤師会所属薬剤師)

中小企業の健康増進 好取組事例紹介

(協会けんぽ大分支部ほか事例紹介企業様)

- 協会において主催したジェネリック医薬品セミナーの他、ジェネリック関係の学会等に積極的に参加しました。

日本ジェネリック医薬品学会第7回学術大会

【日時】平成25年7月6日（土）～7月7日（日） パネルディスカッションに参加

日経健康セミナー21スペシャル「日本の未来、社会保障を考える」
～世界に誇る国民皆保険制度を維持するためにジェネリック医薬品ができること～

【日時】平成26年1月26日（日） パネルディスカッションに参加

2) 自己評価 S

- 協会のジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）については、25年度実績で31.3%であり、24年度実績の29.0%を上回っています。また、平成26年3月の使用割合については、33.5%にまで伸びており、医療保険全体の使用割合と比較しても高い水準にあります。
- ジェネリック医薬品軽減額通知については、協会がこれまで「ジェネリック医薬品軽減額通知」を送付した加入者の皆さまのうち、概ね4人に1人の方がジェネリック医薬品へ切り替えを行っており（送付者数の累計／約610万人、切替者数の累計／約150万人）、本事業を開始した21年度以降5年間の財政効果累計額は、単純推計ベースで約257億円になります。これは、実施コストの累計額約24億円を大きく上回るものであり、確実に医療費適正化効果額を生み出しています。加えて、25年度におけるジェネリック医薬品への切替者数及び効果額ともに24年度実績を大幅に上回っています。

- さらに各支部においては、地域の実情に応じた使用促進として、医療関係者や地方自治体と共同してジェネリック医薬品の使用促進に関するセミナー等を開催する等の取組みを進めています。

- 協会が25年度に行った「ジェネリック医薬品のさらなる使用促進」については、評価の視点にあ
「自己負担軽減効果通知サービス等により使用促進効果を加入者に着実に情報提供するとともに、地域の実情に応じて、医療機関へ使用促進を働きかけるなど、きめ細やかな方策を推進している」ものとして、特に評価される内容と考えています。

個別評価項目

1. 保険運営の企画

(4) 調査研究の推進等

【評価の視点】

中長期的な視点から、医療の質の向上、効率化の観点を踏まえた調査研究を行っているか。医療費等に関するデータベースを充実するとともに、本部から各支部への医療費分析マニュアル等の提供や統計分析研修を行い、地域ごとの医療費等の分析に取り組んでいるか。

1) 事業報告（概要）

- 25年度の本部における調査研究事業としては、保険者機能を強化・発揮するために必要となる知見強化を目的に、医療の質の向上や医療の適正化に関する研究や情報収集などを実施しました。特に「医療の質の向上」や「医療の効率化」の観点到に着目する一方で、26年度診療報酬改定の議論の動向も踏まえて、以下のテーマを取り上げて論点を整理し、各分野の有識者を招へいして、検討会を開催し、協会職員と有識者との間で意見交換を行うとともに、各種文献等からも情報収集を行い報告書をまとめました。

<テーマ>

- ① 外来医療の適正化や在宅医療の充実に向けた課題とそのあり方
- ② 調剤報酬に関わる診療報酬上の課題とそのあり方
- ③ 保険者が保有する医療関連データの分析への期待と課題

- また、「保険者機能強化アクションプラン（第2期）」に記載されている「医療の質の向上や医療費の適正化等につながる可能性のある情報の収集、分析手法を研究する」を実践するために、協会の電子レセプトデータから、都道府県別・二次医療圏毎等の医科入院の推計平均在院日数の算出及び分析を行い、その成果については26年3月の運営委員会において公表しました。

- 「都道府県医療費の状況」等の分析用データを更新してホームページに掲載するとともに、支部におけるデータ活用や医療費分析を推進するため、支部に配布している医療費分析マニュアル等を随時更新しました。また、支部における医療費分析能力を向上させるために、支部職員を対象にした研修を実施しました。

- 支部の調査研究事業として、東京、大阪、山梨、新潟、滋賀の5支部において4事業を継続的に実施しています。
 - ・ 東京・大阪支部では医療費分析の第一線で活躍する大学教授をアドバイザーとして招き、東京支部では医療費と健診データを分析し学会発表や論文発表などを行い、大阪支部では健診と医療費との相関関係及び経年変化について分析を行いました。

 - ・ 山梨支部では健診データ・医療費データ分析を活用した県・関係機関との連携強化事業として、健診結果から業態別に喫煙者及び肥満者の特徴について各種学会で発表を行いました。

- 本部及び7つの支部において、レセプトデータや健診データ等を用いた分析が行われ、7つの学会で13件の分析結果の発表を行いました。

<各種学会での発表事例> ※各支部及び本部の一覧については参考資料 12ページ

支部名	発表日	学会	演題
東京支部	平成25年5月11日	第56回日本腎臓学会学術総会 (25年5月10日～12日)	「全国健康保険協会東京支部における慢性腎臓病(CKD)進行予防策」
東京支部	平成25年10月24日	第72回日本公衆衛生学会総会 (25年10月23日～25日)	「全国健康保険協会東京支部における特定健康診査・特定保健指導の効果分析」
山梨支部	平成25年8月29日	第54回日本人間ドック学会学術大会 (25年8月29日～30日)	「健診結果からみた業態別の喫煙者の特徴」
山梨支部	平成25年10月11日	第34回日本肥満学会 (25年10月11日～12日)	「健診結果からみた業態別の肥満者の特徴」
本部	平成25年10月23日	第72回日本公衆衛生学会総会 (25年10月23日～25日)	「季節的に流行する感染症等に係る協会けんぽの医療費等について」

- 本部及び支部の調査研究を内外に発信するために第1回協会けんぽ調査研究報告会を26年5月に初めて開催することを決定し、25年度後半はその準備に注力しました。

2) 自己評価・・・A

- 本部における調査研究としては、保険者機能を強化・発揮するために必要となる知見強化を目的に、医療の質の向上や医療の適正化に関する研究や情報収集などを実施しました。特に「医療の質の向上」や「医療の効率化」の観点に着目する一方で、26年度診療報酬改定の議論の動向も踏まえて、各分野の有識者を招へいして、検討会を開催し、協会職員と有識者との間で意見交換を行うとともに、各種文献等からも情報収集を行い報告書をまとめました。
- 医療の質を可視化するための指標として「医科入院の推計平均在院日数」に着目し、厚生労働省保険局によるレセプトの入院日数から在院日数を推計する手法にならない、協会の電子レセプトデータから、都道府県別、二次医療圏別、疾病分類別に医科入院の推計平均在院日数の算出及び分析を行いました。
- 支部におけるデータ活用や医療費分析を推進するため、「都道府県医療費の状況」等のデータ更新を行ったほか、医療費分析の技能を向上させるための研修を行いました。
- 本部及び7つの支部において、レセプトデータや健診データ等を用いた分析結果を7つの学会で13件の発表をしました。
- 本部及び支部の調査研究を内外に発信するために第1回協会けんぽ調査研究報告会を26年5月に初めて開催することを決定し、25年度後半はその準備に注力しました。
- 本部及び支部における調査研究は十分に評価されるものと考えます。

個別評価項目

1. 保険運営の企画 (5) 広報の推進

【評価の視点】

加入者の視点を意識し、わかりやすく、迅速かつ積極的な広報を実施しているか。
モニター制度など加入者から直接意見を聞く取組みを進め、加入者・事業主に響く広報の実施に活用しているか。

【目標指標】

- ・メールマガジンの登録件数：24年度を上回る

【検証指標】

- ・ホームページへのアクセス件数

1) 事業報告（概要）

- 広報については、毎月事業所あてに送付される納入告知書に同封するチラシで定期的なお知らせをしているほか、ホームページやメールマガジンなどのITツールを活用してタイムリーな情報提供を行っています。

その際、加入者の視点からわかりやすく丁寧な情報発信を心がけており、また都道府県や市町村との連携による広報や、テレビや新聞・ラジオなどのメディアへの発信力についても強化しています。

- ホームページについては25年3月から、加入者サービスの視点から加入者や事業主の皆様にとって「見やすい」「探しやすい」ホームページとなるよう全面的なリニューアルを行いました。

<具体的な取組みの事例>

- ・ アクセス数の多い申請書のダウンロードとライフイベントに合わせた各種申請の説明（「こんなときどうする」）をトップページに配置することで、加入者や事業主の皆様が必要とする情報を必要な時にタイムリーに取り出せるよう見直し
- ・ 「季節の健康情報・健康レシピ」「どんな検査があるの?」「さらば!生活習慣病」「気になる病気辞典」などのコンテンツを追加し、健診の周知や加入者の皆様の健康増進に役立つ取組みを実施
- ・ 出産手当金の申請をスムーズに行えるよう、「産前産後期間計算ツール」をホームページ上で提供

支部においては、ホームページに各種イベントの周知や参加申込み、加入者の健康づくりに関する各種業務などについて掲載し、各支部での保険者としての活動内容を広く周知しました。

- メールマガジンについては、メールマガジン会員数も増え続けており、25年度は、メール本文中に記載されたURLから回答をクリックするとWEB上でメールマガジン読者の回答状況を閲覧することができる「ワンクリックアンケート」など、協会と登録者との双方向コミュニケーションが可能となる取組みを積極的に導入し、こうした双方向の情報ITを活用することで、協会をより身近に感じてもらえるような取組みを進めています。

<ワンクリックアンケート事例>

- ・ あなたは最近、運動をしていますか？（秋田支部他）
- ・ ジェネリック医薬品をご存じですか？（新潟支部他）
- ・ あなたのストレス解消法は何ですか？（京都支部他）

- 協会では、加入者の視点にたった広報を進めるためモニター制度を実施しており、現在は、公募により加入者の中から約140名の方がモニターとして登録されています。

25年度は「協会ホームページのリニューアル」、「24年度決算（見込）及び5年収支見通し」などについてのアンケート調査を実施しており、先に述べたリニューアル後のホームページについては、80%以上の方々から「見やすくなった」「検索しやすくなった」と高い評価をいただいております。他にいただいたご意見は、協会の事業運営や企画立案、財政基盤強化に向けた意見発信の強化に活かしていきたいと考えています。

＜メールマガジン登録件数、ホームページへのアクセス件数＞

	24年度	25年度	対前年度
メールマガジンの登録件数	59,059件	67,447件	+8,388件
協会のホームページへのアクセス年間件数	1,297万件 (45,603件)	1,335万件 (46,423件)	+38万件 (+820件)

※（ ）は協会のホームページへの平日における1日当たり平均アクセス数を示す。

- また、21年、23年に続いて25年度も医療や健康保険に対する加入者の意識調査を実施し、今後の協会けんぽの財政基盤強化や制度改正に向けた政策提言に反映できるようにこれまでの経年変化等も含めた分析結果を取りまとめました。

2) 自己評価・・・A

- 25年に「協会の財政健全化の特例措置」が2年間延長されたものの、協会けんぽの構造的な赤字体質は変わっていないことから、引き続き、政府や国会議員をはじめ関係者に、意見発信を行ってきました。

- 25年度の広報としては、協会の財政基盤強化や高齢者医療制度の見直しの必要性を加入者及び事業主、また協会加入者以外の方々にも幅広く理解していただくための様々な取組みを実施しました。他に、保険者機能の発揮の各種取組みについてもホームページ等を活用し発信してきました。

- また、メールマガジンの利用により、加入者に直接情報を発信するなどの積極的な広報や、加入者にとっての利便性やわかりやすさ向上のためにホームページのリニューアルなどの取組みを併せて実施しています。

- さらに、メールマガジンにおけるワンクリックアンケート、協会けんぽモニターへのアンケート調査、加入者への意識調査など加入者から直接意見を聞く取組みについても併せて実施しています。

- こうした取組みの結果、24年度と比べてメールマガジンの登録者数、ホームページへのアクセス件数ともに増加しており、評価の視点にある「加入者の視点を意識し、わかりやすく、迅速かつ積極的な広報を実施しており、また、モニター制度など加入者から直接意見を聞く取組みを進め、加入者・事業主に響く広報の実施に活用している」ものとして、十分に評価される内容と考えています。

個別評価項目

1. 保険運営の企画

（6）的確な財政運営

【評価の視点】

直近の経済情勢や医療費の動向を適切に把握・検証しつつ財政運営を行っているか。
また、財政基盤の強化のための意見発信に努めているか。

1) 事業報告（概要）

協会の保険料率は、22年度から3年連続で引き上げた結果（全国平均：22年度8.20%→9.34%、23年度9.34%→9.50%、24年度9.50%→10.00%）、24年度の平均保険料率は10.00%に至りました。25年5月に「健康保険法等の一部を改正する法律」が成立したことにより、25年度及び26年度の2年間については平均保険料率を10.00%に据え置くことができましたが、これはあくまでも2年間に限った当面の措置に過ぎず、協会が抱える赤字財政構造は何ら変わっていません。協会の財政問題を構造面から解消しなければ、協会は再び多額の累積赤字を抱えるなど、今後もさらに厳しい状態が続くものと予想されます。この10.00%という現行の平均保険料率は加入者、事業主の皆様にとっては既に負担の限界であり、これ以上の引上げは、中小企業の経営や、そこで働く従業員の皆様の雇用や生活に影響するという、極めて深刻な問題と考えています。

<参考>

協会けんぽに対する財政特例措置

(平成22年度から24年度までの措置)

①国庫補助率

13.0% → 16.4%

②後期高齢者支援金の負担方法

加入者割 → 総報酬割3分の1
加入者割3分の2

③単年度収支均衡の特例

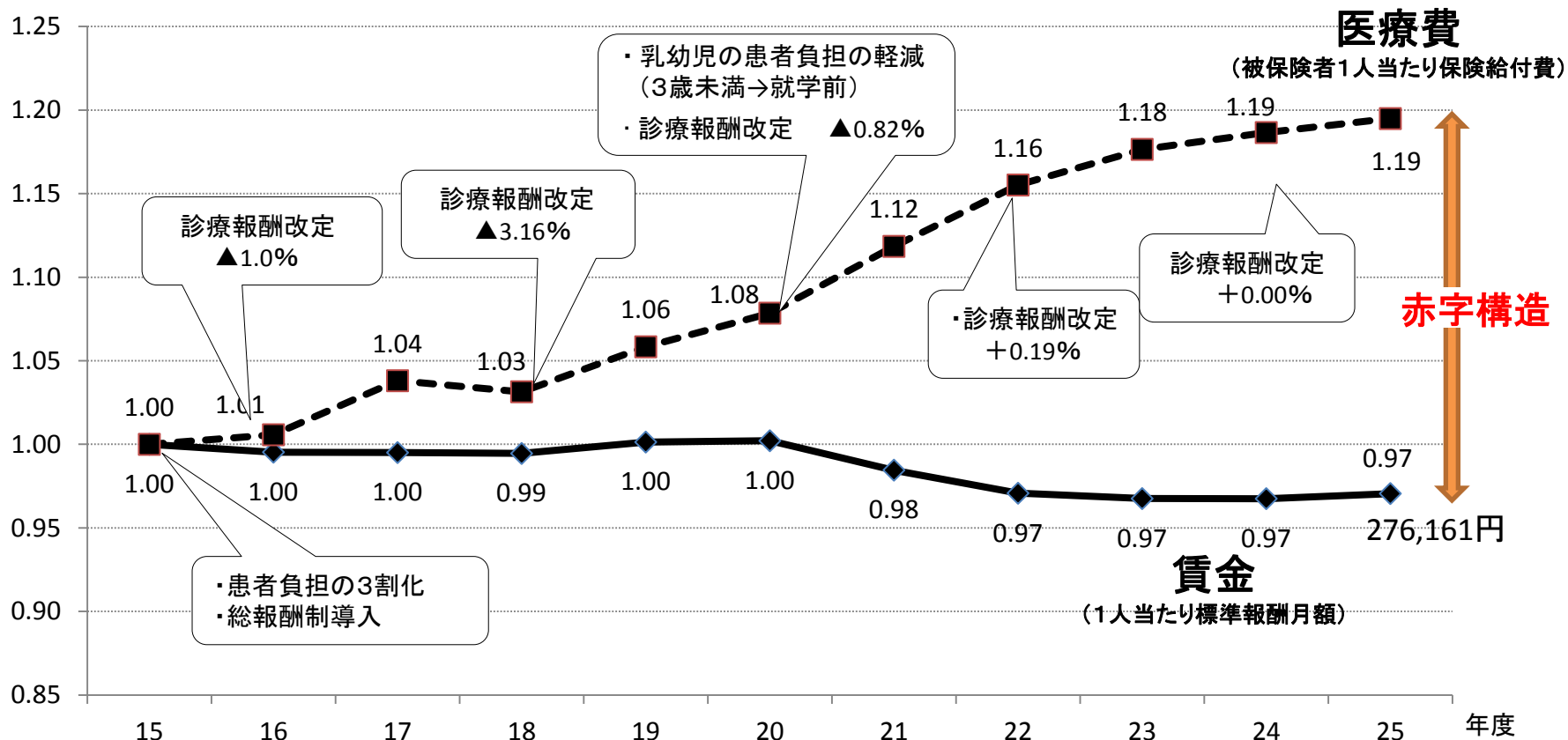
1年間で収支均衡 → 3年間で収支均衡



国庫補助率と後期高齢者支援金の負担方法については、平成25年度、26年度の2年間延長

協会けんぽの保険財政の傾向

- 近年、医療費(1人当たり保険給付費)の伸びが賃金(1人当たり標準報酬)の伸びを上回り、協会けんぽの保険財政は赤字構造。



(注)数値は平成15年度を1とした場合の指数で表示したもの。

そのため、協会の財政基盤強化のための恒久的な措置の実現に向けて、24年度に引き続き、政府や国会議員への要請活動を本部・支部をあげて実施しました。また、社会保障制度改革国民会議の委員への個別説明や同会議での説明、社会保障審議会医療保険部会での意見表明等、あらゆる機会を通じて、協会の財政基盤の強化の必要性、重要性について説明するとともに協会の主張を発信しました。

そのほか、高額療養費や産科医療補償制度の見直し、診療報酬改定など、協会の財政に影響を及ぼす事柄の議論に対しても、それぞれの議論の場において、加入者及び事業主の負担軽減の観点から発言を重ねました。

＜25年度に協会が行った財政基盤強化に向けた主な取組み＞

(※具体的な内容については参考資料 19～28ページ)

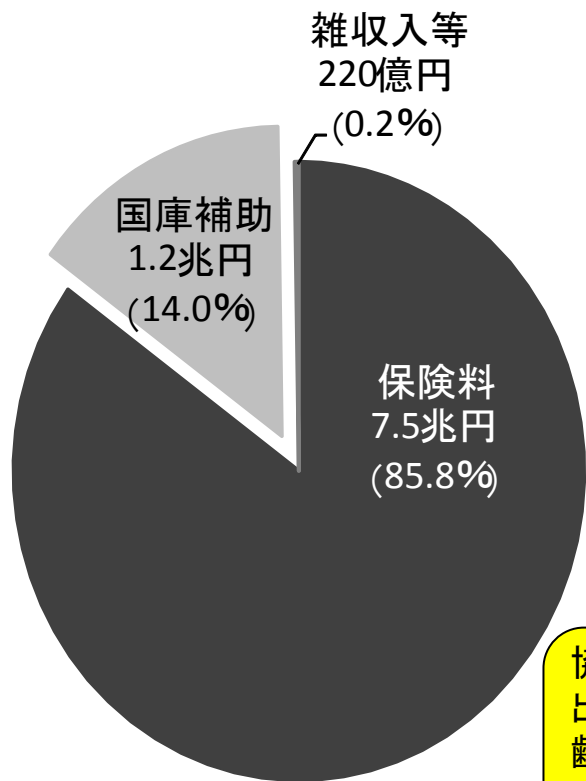
- ・ 政府及び国会議員への要請活動の実施
- ・ 協会理事長による積極的な記者会見 (H25. 5. 24) (H25. 7. 9) (H26. 1. 14)
- ・ 社会保障制度改革国民会議の委員への個別説明及び同会議での説明、パブリックコメントに対する意見の提出 (H25. 5. 15)
- ・ 社会保障制度改革国民会議の議論に対する被用者保険関係団体との共同要請 (H25. 5. 24)
- ・ 社会保障審議会医療保険部会における協会の立場の主張
- ・ 中央社会保険医療協議会等における意見表明
- ・ 26年度診療報酬改定に関する要請 (関係団体との連名) (H25. 11. 15)

なお、25年度の合算ベースによる収支の決算（見込み）では、被保険者の賃金が横ばいから上昇に転じたことや被保険者数の増加により保険料収入が増えたものの、保険給付費や高齢者医療に係る拠出金の増加により収支差は対前年度比で1,238億円の減少となり、準備金残高は6,921億円となりました。

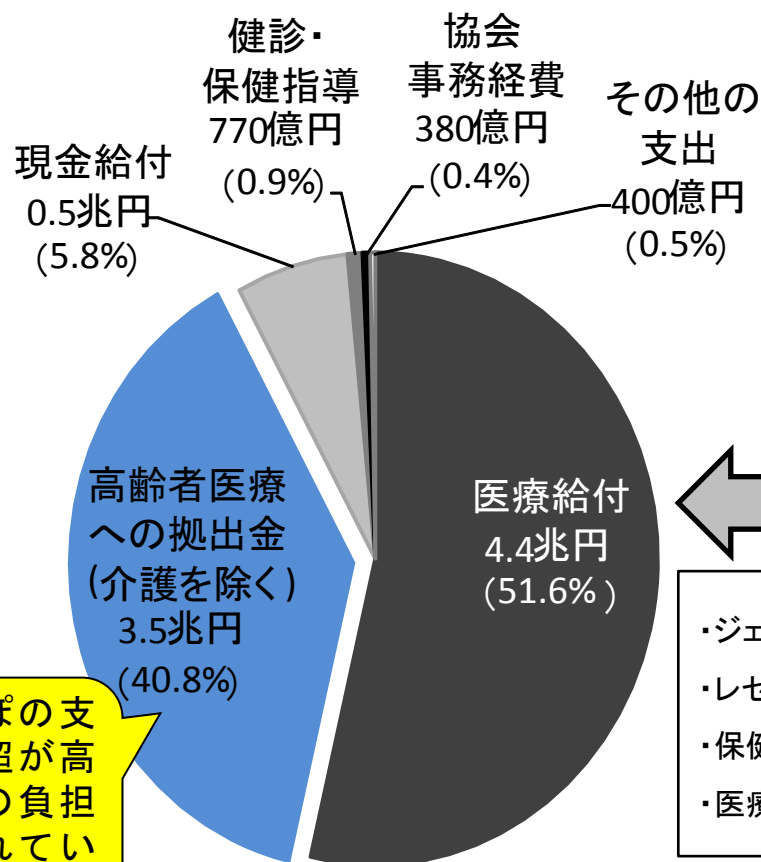
協会けんぽの財政構造(25年度決算)

- 協会けんぽ全体の収支は約9兆円だが、その4割超、約3.5兆円が高齢者医療への拠出金に充てられており、平成25年度では前年度よりも2,100億円増加。

収入 8兆7,291億円



支出 8兆5,425億円



協会けんぽの支出の4割超が高齢者医療の負担に充てられています。

医療費の適正化

- ・ジェネリックの使用促進
- ・レセプト点検
- ・保健事業
- ・医療費情報の提供

合算ベースによる収支(医療分) 23年度～25年度

(単位: 億円)

		23年度決算	24年度決算	25年度決算(見込)
収入	保険料収入	68,855	73,156	74,878
	国庫補助等	11,539	11,808	12,194
	その他	186	163	219
	計	80,580	85,127	87,291
支出	保険給付費	46,997	47,788	48,980
	老人保健拠出金	1	1	1
	前期高齢者納付金	12,425	13,604	14,466
	後期高齢者支援金	14,652	16,021	17,101
	退職者給付拠出金	2,675	3,154	3,317
	病床転換支援金	0	0	0
	その他	1,243	1,455	1,559
	計	77,992	82,023	85,425
単年度収支差		2,589	3,104	1,866
準備金残高		1,951	5,055	6,921

(注) 1. 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

2. 上記の数値については、協会の決算数値に国から提供のあった数値を加え、協会で算出したものである。数値は今後の国の決算の状況により変わらうるものである。

2) 自己評価 A

- 協会けんぽに対する財政特例措置を2年間延長すること等を内容とする「健康保険法等の一部を改正する法律」が25年5月に成立し、これによって平均保険料率を10%に据え置くことができました。
- また、協会の財政基盤強化のための恒久的な措置の実現に向けた関係各方面への積極的な要請活動を行うとともに、様々な機会を通じて協会の意見を発信したほか、協会の財政に影響を及ぼす制度改革の議論に対しても、それぞれの議論の場において、加入者の負担軽減の観点から発言を重ねました。
- 以上の取組みは、的確な財政運営のための取組みとして、十分に評価される内容と考えます。